

## 巻 頭 言

弁護士 村 方 善 幸  
(Law&Practice 初代編集長)

まず、Law&Practice7号の発刊誠におめでとうございます。  
著名な諸先生方を差し置き、私が巻頭言を書くことにつき迷いはございましたが、Law&Practiceの一層の発展に少しでも役立つのであればと考え、筆をとらせていただきました。

私は、初代編集長として本雑誌の設立に携わりました。但し、編集長とはいえ、その実は全く編集作業に従事できませんでした。何故かという、当時の私の役割は、この活動の理念を作り、組織を立ち上げ人を集め、学校と運営について交渉し、独立した資金を集めるなど土台作りを行うことだったのです。気がつくや任期はあっという間で、次に引き継ぐべき時期に来ており、現実的な編集作業は第2期から始まることとなります。

当時、本雑誌がどのような形で継続していくのか確たる見通しは誰にもなかったといえます。ただ、私には、最も吸収力が高い若い時代を勉強のみで終わることへの強い危惧がありました。社会に出れば所詮人間が一人でできることには限界があります。本当の意味で社会の潮流を変えることができるパワーを持った法曹は一人で司法試験の勉強を黙々と続けることから生まれるのではないと感じていたのです。私には、本プロジェクトが法科大学院において必要不可欠なものの一つであるという確信めいたものがありました。

しかし、私の確信とは正反対に、3年続けば良い、1号だけで終わるだろう、など様々な批判的な意見ばかりを浴びせられていたことも記憶しています。

当初の設立趣意を見ると、司法制度改革趣意書を引用してはいますが、内部

に向けてのメッセージを外部向けという形で発信したような内容になっています。今から振り返ると、設立に当たって様々な軋轢や多くの反対があり、実績もない中、まずは足下を固める必要性が強かったことから、無意識でしたがそのような内容になったのかもしれませんが。

時は流れて、本号はなんとLaw&Practiceの第7号です。私がバトンを2期に渡したとき、組織運営体制や編集体制の整備について当初考えていたことの半分もできていませんでした。正直な話、私は、活動の理念に自信はありましたが、現実的な継続性について不安を持っていました。

しかし、私の手を離れた後、後輩たちの弛まぬ努力により年々組織運営や作業スキームが洗練され、Law&Practiceは発展しました。各期の編集者が本プロジェクトにどれほどの時間をかけ、労力を費やしたか想像に難くありません。

今やあの頃の目標の一つであった各人がチームを組成し連携して動くことも充分達成できているように見受けられます。

Law&Practiceは、新しいLaw&Practiceに脱皮する段階に来たようです。具体的には、Law&Practiceが雑誌として社会に対してどのような問題提起を行い、どのような存在意義を有するのかを正面から打ち出すべき時期に来ているということです。

学生が編集作業に携わり発刊することを特徴としながらも、それを売りにしない本当の意味での法律雑誌にならなければなりません。司法制度改革の象徴としての存在から、真に社会から求められる存在になること、これが今後のLaw&Practiceの実現すべき課題といえるでしょう。

1号から7号までを俯瞰で見たとき、その流れは既にできつつあります。各号の編集者は漫然と雑誌を発刊することをせず、様々な挑戦を行い、質の高い論文を数多く掲載してきました。東日本大震災に端を発する社会構造の変化にも柔軟に対応し、変化を恐れない姿勢を示しています。非常に心強い限りです。

このまま変化を恐れることなく、より挑戦的な取り組みを行えば、Law&Practiceの意義を再構築することができることでしょう。未来のLaw&Practiceを想像する

と胸が躍ります。自信を持って、粘り強く取り組んでください。

末筆ながら一人の先輩として、未来のLaw&Practice編集者に一言。皆さんの成長とLaw&Practiceの成長とは比例します。ですから、Law&Practiceを皆さんが成長するための場として最大限利用してください。挑戦的かつ積極的にLaw&Practiceを運営し、自らの成長に資する形で最大限利用してください。設立に携わった人間は全員、そのような皆さんを想い設立したのです。

Law&Practiceの次なる一步を期待し、またその発展を祈って。

## 目 次

(第7号)

## 〔特別座談会〕

裁判員裁判の3年間を振り返って	中川 武隆	1
	下津 健司	
	太田 茂	
	清水 保彦	
	河原 俊也	
	伊藤 太一	
	川上 拓一	

## 〔論 説〕

債権法のパラダイム・シフトを倒産法はいかに受け止めるか —倒産法がプロクルステスの寝台とならないために—	伊藤 眞	63
契約当事者の確定をめぐって	磯村 保	91
不正アクセス罪の罪質とその立法動向	渡邊 卓也	115
マネーロンダリング規制を巡る国際法的視座	久保田 隆	139
忘れてもらおう権利 —人間の「愚かさ」の上に築く権利—	杉谷 眞	153
〔公募論文企画〕		
最高裁における良心の自由の意義 —君が代懲戒処分判決を題材に—	西原 博史	177
	森口 千弘	

## 〔講演録〕

震災と法律家

—弁護士役割—

佐藤 文行 195

## CONTENTS

(No. 7)

Looking Back On 3 years of The Japanese Jury System	<i>1</i>
	—NAKAGAWA Taketaka
	—SHIMOTSU Kenji
	—OHTA Shigeru
	—SHIMIZU Yasuhiko
	—KAWAHARA Toshiya
	—ITO Taichi
	—KAWAKAMI Takuichi
How Should Insolvency Law React to the Paradigm Shift in the Law of Obligations? :	
Preventing Insolvency Law from Becoming a Procrustean Bed	<i>63</i>
	—ITO Makoto
Several Problems Relating to the Determination of Contracting Parties	
	<i>91</i>
	—ISOMURA Tamotsu
Revision of the Act on the Prohibition of Unauthorized Computer Access	
	<i>115</i>
	—WATANABE Takuya
Implementation of Anti-Money Laundering Global Standards in Japan	
	<i>139</i>
	—KUBOTA Takashi
The Right to Be Forgotten:	
A Right Based on Human Folly	<i>153</i>
	—SUGITANI Makoto

Significance of Freedom of Conscience in the Supreme Court:

through the Kimigayo Judgment on January 16, Heisei 24 177

—NISHIHARA Hiroshi

—MORIGUCHI Chihiro

Earthquake and the Legal Professionals:

The Role of Lawyers in the Face of the Great East Japan Earthquake 195

—SATO Fumiyuki